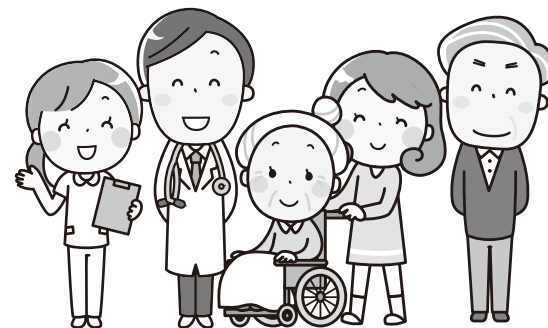


後期高齢者医療制度 医療費の窓口負担割合の見直し

令和4年10月1日から



一定以上の所得がある後期高齢者医療の被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります。

問い合わせ 国保課給付係（市庁舎1階、☎65・4138）、北海道後期高齢者医療広域連合（☎011・290・5601）

① 一定以上の所得がある人の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、国の法改正により、一定以上の所得^{※1}がある75歳以上の人などは、現役並み所得者（窓口負担割合3割の人）を除き、医療費の窓口負担割合が1割から2割に変更となります。

窓口負担割合が2割へ変更となる人は、後期高齢者医療の被保険者全体の約20%です。

9月中旬に送付された被保険者証に負担割合が記載されていますので、ご確認ください。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者など	1割	一定以上所得のある人	2割
		一般所得者など	1割

} 被保険者全体の約20%

※1 課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が、1人の世帯では200万円以上、2人以上の世帯では320万円以上

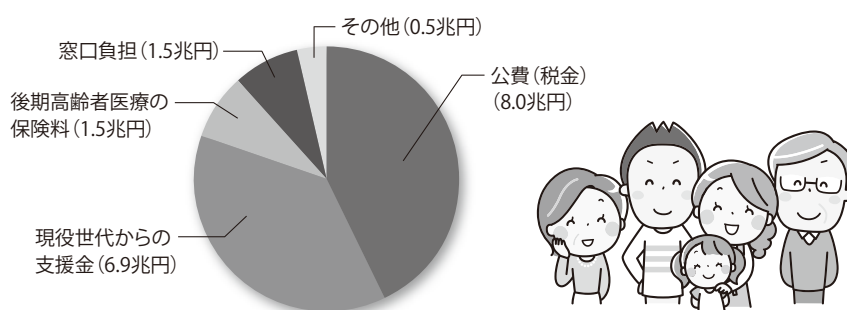
② 見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いた約4割が現役世代の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しです。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

後期高齢者医療制度の医療費の財源内訳
(総額約18.4兆円) [令和4年度予算ベース]



◎ 制度改正の見直しの背景などに関する問い合わせは…

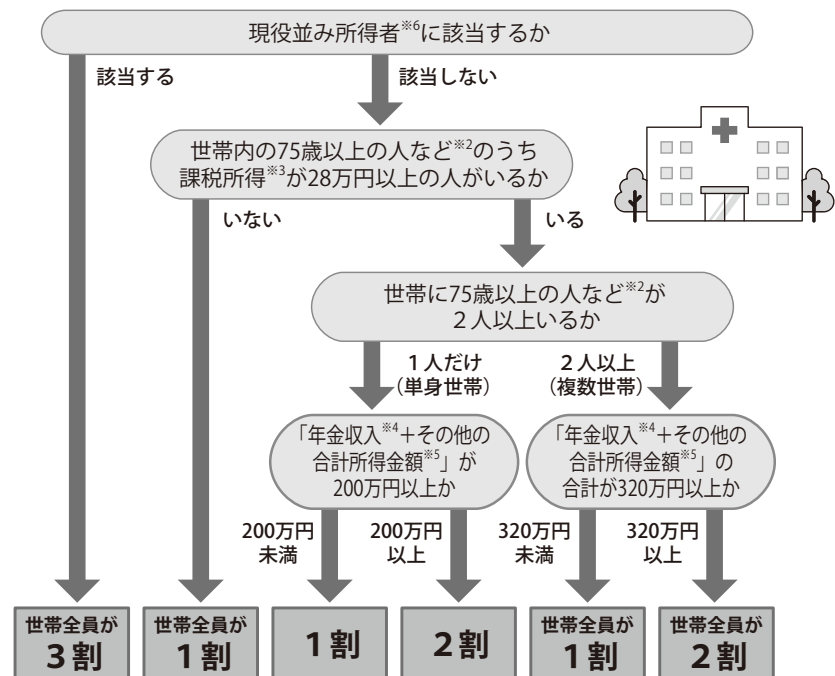
厚生労働省コールセンター
☎0120・002・719（月～土曜日、9時～18時）

◎ 制度などに関する問い合わせは…

北海道後期高齢者医療広域連合コールセンター
☎0570・550・037（平日8時30分～17時30分）

③ 窓口負担割合2割の対象者は、主に以下の流れで判定します

75歳以上の人など^{※2}の課税所得^{※3}や年金収入^{※4}などを基に、世帯単位で判定します。所得などは令和3年中のもので計算します。



住民税非課税世帯の人は、1割負担となります。

※2 65～74歳で一定の障害の状態であると広域連合から認定を受けた人を含みます。
 ※3 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除などを差し引いた後の金額です。

※4 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
 ※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことです。

※6 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人。(一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります)

④ 負担を抑える緩和措置があります

10月1日の施行後3年間（令和7年9月末まで）は、2割負担となる人について、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を月3000円までに抑えます。（入院の医療費は対象外）

同じ医療機関で受診した場合は、上限額以上を窓口で支払う必要はありません。また、異なる医療機関で受診し、上限額を越える支払いをした場合などにおいても、後日、差額を高額療養費の口座へ払い戻します。

2割負担となる人で高額療養費の口座が登録されていない人には、10月中に北海道後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。申請書がお手元に届きましたら、口座登録の申請をしてください。

緩和措置が適用される場合の計算例（医療費全体額が50000円/月の場合）

①窓口負担割合1割のとき	5000円
②窓口負担割合2割のとき	10000円
③負担増（②－①）	5000円
④窓口負担増の上限	3000円
払い戻し等（③－④）	2000円

緩和措置

1カ月5000円の負担増を3000円までに抑えます。

不審な電話などにご注意ください ⚠

厚生労働省や帯広市役所の職員が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳などをお預かりすること、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。書類は必ず郵送でお届けします。

不審な電話があったときは、下記へ問い合わせください。

- ・帯広警察署相談窓口（☎25・0110）
- ・消費生活アドバイスセンター（☎22・8393）